

国際通貨研レポート



Institute for International Monetary Affairs (IIMA)

公益財団法人 国際通貨研究所

マカオにおける 1 国 2 制度について ～香港との比較の観点で～

公益財団法人 国際通貨研究所
開発経済調査部 上席研究員
梅原直樹
umehara@iima.or.jp

1. マカオの経済・政治体制概観

(1) 経済概況

① 概要

マカオの正式名称は中華人民共和国澳門特別行政区¹（以下、マカオ特別行政区）である。日本では、ポルトガル統治時代から伝統的に「マカオ」と呼称されている。人口は 32.9 平方キロで東京都世田谷区の半分程度、名目 GDP（2023 年）は 458 億ドル（約 6.9 兆円）と香港の 8 分の 1 程度である。広東省珠海市と陸続きで、香港島とは高速フェリーで 1 時間ほどの距離だが、2018 年に港珠澳大橋（HZMB）が完成したことで陸路での移動が便利になり、香港・マカオ・広東省のさらなる一体化が進んでいる。

16 世紀半ばよりポルトガルの影響を受けて東西交易の重要拠点として発展した。19 世紀半ばにポルトガルの植民地統治が強化されたが、1974 年に至ると本国において民主化革命が起こったことで植民地の返還が本国政府の方針となった。

中国政府が、英国との間での香港返還交渉を優先させる中で、ポルトガル政府と中国政府も後追いで返還交渉を進め、1987 年には中葡共同声明が発出された。そして、

¹ 中国語の現地繁体字表記は「中華人民共和國澳門特別行政区」、同簡体字表記は「中华人民共和国澳门特别行政区」、英語では「Macao Special Administrative Region (SAR) of the People's Republic of China」、ポルトガル語では「Região Administrativa Especial de Macau (RAEM)」、República Popular da China”である。

マカオ返還に6年先立つ1993年3月に澳門（マカオ）特別行政区基本法（以下、マカオ基本法）が公布され、1999年12月に施行され、1997年の香港基本法に2年遅れて、1国2制度が実施段階に入った。

② 経済概観

マカオでは、ポルトガル統治下の1961年に、実業家のスタンレー・ホー氏が本国政府と交渉してカジノの独占経営権を獲得し、以来、彼が経営するマカオ旅行娯楽会社が同利権を2002年まで独占し、それが同地の主要産業として定着した。この独占体制の下では、風紀の乱れや治安悪化等も見られており、中国返還後の2002年、マカオ特別行政区政府はカジノの経営権を域外資本にも開放することになった。それにより香港・米・豪のカジノ資本がマカオ進出を果たした。当時は中国経済が高成長に沸いており、マカオはそれを追い風に、米ラスベガスに匹敵する国際カジノ・リゾートへと成長した。新型コロナウイルス禍の影響で2020年から2022年末までは、旅行者が激減し、カジノや観光業界に依存したマカオ経済は大きな打撃を受けた。しかし、2023年以降は順調に回復して、現在は再び安定を取り戻している（図表1）。1人当たりGDPは2023年には6万9千ドルに達し、2024年には7万5千ドル（約1,140万円）を上回り、2025年には8万4千ドルと過去最高に達すると見られている（図表2）。

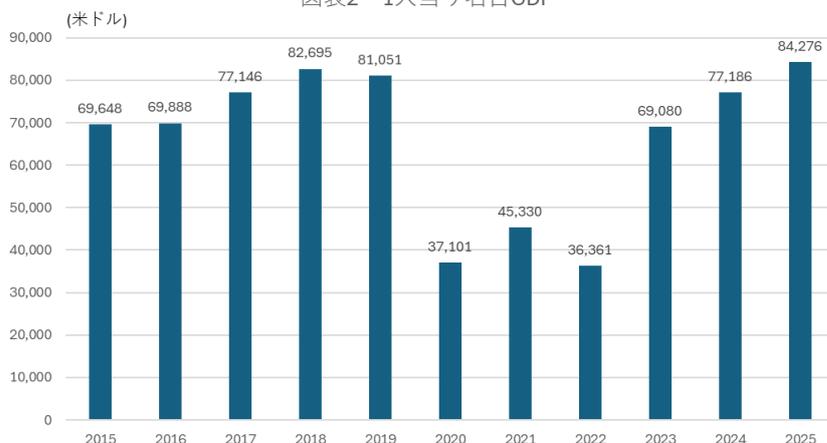
図表1 実質経済成長率と消費者物価



(注) 2023年以降は推計値

(出所) 国際通貨基金、世界経済見通しデータベース (2024年10月)

図表2 1人当り名目GDP



(注) 2023年以降は推計値

(出所) 国際通貨基金、世界経済見通しデータベース (2024年10月)

③ 将来の発展ビジョン

マカオの将来の発展ビジョンとしては、中国本土政府との協力の下でカジノ経済への集中からの脱却が目指され、それは地域の経済発展戦略と同時に進められようとしている。本土政府は2009年、マカオと水路を挟み隣接する横琴島を珠海横琴新区に指定してインフラ建設等を開始、2021年には同島を広東省政府とマカオ特別行政区政府の共同管轄となる、横琴粵澳深度合作区（以下、横琴協力区）として、格上げした。横琴協力区は面積が106平方キロとマカオ本体の2倍以上であり、総人口は5.3万人と少なく、同協力区の開発は、土地不足のマカオ経済の多様化や、新たな発展モメンタムになるものと期待されている。

これに加えて中国本土政府は2019年に大湾区（グレーターベイエリア）発展計画綱要を発表しており、マカオに関しては以下の3つの発展コンセプトを提示している。すなわち、①世界的な観光リクリエーションセンター、②中国とポルトガル語圏間の商業貿易協力プラットフォーム、③中華文化を主流としつつ多文化が共存する国際協力基地である。本土政府はこうしたコンセプトを通じて経済の多様化に勢いをつけることを目指す。また、産業政策としては中国医薬やヘルスケア、AI、フィンテック、バイオテクノロジーなどのハイテク産業、MICE産業（Meeting, Incentives, Conferences, Exhibitions）、金融業を発達させて、スマートシティー化にも取り組もうとしている。

(2) 政治体制と通貨制度・財政状況の概観

① 政治体制

共同声明発出後の移行期を経て、返還後はマカオ基本法に基づきそれ以前の制度が踏襲され、「高度な自治」の下で資本主義経済制度が継続される1国2制度が実施さ

れている。国家元首は中国の国家主席が兼ねるが、行政長官は現地の選挙で選ばれる。任期は5年で、1回限り延長が認められる。選挙は、400名の選挙委員会による間接選挙となっており、本土政府より任命を受けて正式就任となる。このあたりの運営方法は、香港のそれと類似している。ただし、マカオ基本法においては、香港基本法と異なり、将来的には行政長官や立法院を普通選挙で選ぶ等の民主化の進展許容を匂わせる条文は存在しない。これは返還前の社会のあり方や、返還交渉過程に由来するものであると考えられる。

マカオの初代行政長官には親中派の実業家で実力者であった何賢氏を父に持つエドモンド・ホー氏（何厚鏞、Edmund HO）が就任したが、現在の行政長官は4人目で、2024年12月に本土出身の岑浩輝（Sam Hou Fai、サム・ホーフアイ）氏が就任した。政府機関は行政法務、経済財政、保安、社会文化、運輸工務が最重要とされる。議会（立法会）は一院制であり、定員33名で、うち14名が直接選挙、12名が間接選挙、7名が行政長官の指名で選出される。任期4年である。なお、香港の立法会は同じく一院制で、2021年以降の定員は90名である。

② 通貨制度

マカオの法定通貨は、マカオパタカ（通貨記号：MOP。以下、パタカ）である。マカオは中国本土や香港からの人的往来が多く、人民元や香港ドルも流通する。金融および外貨管理の役割は、マカオ金融管理局（AMCM）が担い、香港と同様、カレンシーボード制²が採用されており、パタカ相場は1香港ドル = 1.03パタカにペッグされている。なお、香港ドルは、米ドルと一定変動幅を許容するペッグ制（1米ドル=7.75～7.85香港ドル）が採用されており、パタカは間接的に米ドルペッグ制になっていると見ることができる。

カレンシーボード制の下、パタカ紙幣は現在、現地銀行2行が発行許可を受けている。具体的にはポルトガル統治時代から発券業務を行ってきた大西洋銀行（Banco Nacional Ultramarino）と、返還決定後の1995年より発券業務に加わった中国銀行（マカオ支店）である。紙幣発行は、両行がAMCMにそれぞれ預けた香港ドル・米ドルの預金の残高が上限となっている。なお、香港ではスタンダードチャータード銀行と香港上海銀行と中銀香港が発券銀行となっており、発行限度額は、マカオ同様、香港金融管理局（HKMA）にそれぞれが預け入れた米ドル額が上限となっている。

AMCMは、HMKAと同様、預け入れられた外貨を準備金として管理し、流動性の高く安全な米ドル資産で運用し、現地通貨の価値安定を図っている。このような通貨制度の基盤の上で、マカオ域内ではパタカの自由な兌換と外貨の自由な資金移動が可

² カレンシーボード制は、国内通貨発行の上限を保有する外貨準備残高に合わせ、準備通貨と自国通貨の為替相場を固定し、外貨と自国通貨との交換性を完全に保証する為替相場制度である。中央銀行は持たず、金融政策の自主決定権は失われる。

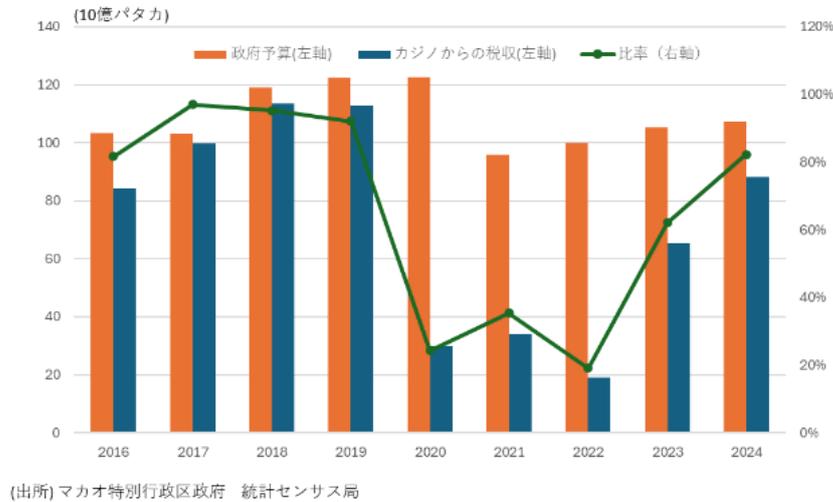
能となっている。

③ 財政状況と外貨準備

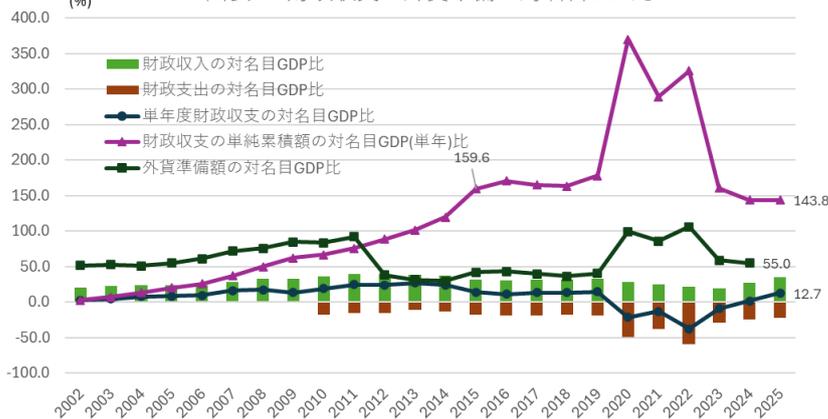
マカオでは税収の 8 割がカジノ産業から得られており（図表 3）、その一局集中構造は、外部ショックに対する脆弱性を抱えると考えられてきた。マカオ政府は現在、経済の多様化に向けて戦略的な取り組みを行っているが、それ以前にも、政府と AMCM は財政脆弱性に備え、2012 年より財政準備ファンドを整備して運用を行っている。財政準備ファンドは単年度で発生した財政黒字を積み上げ運用・管理していく、ソブリン・ウェルス・ファンドであり、財政悪化に備えたバッファの役割を期待されている。このファンドはパタカ通貨の安定の基礎となる外貨準備とは切り離して管理されている。

マカオの財政収支は、2002 年以来 2019 年まで黒字が続いたが、その背景には 2000 年代以降、中国経済が急速に発展したことで、本土からのカジノ客が増加し、彼らがマカオで使う金が大きく増えたことがある。こうした中で、2012 年以降、財政準備ファンドも順調に積み上がり、その残高は発足時の 1,002 億パタカから、コロナ禍前の 2019 年には 5,794 億パタカへ、約 6 倍に増加しており、2019 年単年度支出の 7 倍、名目 GDP の 1.3 倍規模に達した。しかし、そうした中で 2020 年よりコロナ禍が発生し、人の移動が制限されたことで、マカオに入境する旅行客も激減、財政収入も強く圧迫された。2022 年には財政準備ファンドが初めて取り崩され、その額は、総残高の約 13%に上った。しかし、これによってコロナ禍のマカオ経済は下支えされ、2022 年 12 月以降、ゼロ・コロナ政策による移動制限が解除されていくと、経済は回復傾向をたどった。財政準備ファンドの残高も 2023 年末には 5,805 億パタカと前年比 4%増加、さらに 2024 年末には 6,162 億パタカ（770 億米ドル、GDP の約 1.5 倍）と 22%の増加をみている。マカオの財政は引き続きカジノと観光収入に依存してはいるが（図表 3）、マカオには公的債務はなく、財政準備ファンド分が公的なネット資産になっており財政の健全性は維持されており（図表 4）、マカオ特別行政区の財政政策は成功していると言える。

図表3 政府予算とカジノの税収



図表4 財政収支・外貨準備の対名目GDP比



(注) 2023年以降は推計値。2020年から3年間「財政収支の単純累計額の対名目GDP(単年)比」が跳ね上がっているのはコロナ禍により分母の名目GDPが減少(2020年には前年比-54%と急減)したことの影響。2023年に名目GDPが2018年と同水準まで回復し4年前の水準に戻った。
 (出所) 国際通貨基金、世界経済見通し(2024年10月)および国際財務統計データベース

2. マカオにおける1国2制度の香港との比較

(1) 概観

1980年代に入り、中国政府はマカオと香港の返還交渉を本格化し、1984年には中英共同声明が、1987年には中葡共同声明が発出され、残されていた2つの旧植民地の本土返還が決まった。中国政府は、両地において1国2制度を採用することになった。

中国の全国人民代表大会は、1990年4月に香港特別行政区基本法(以下、香港基本法)を可決・公布して1997年7月に主権の移管を行い、マカオについては3年遅れて1993年3月にマカオ基本法が可決・公布となり、1999年12月に主権移管が行われた。

1国2制度は、建国以来社会主義を実施している中国が、自らと異なる制度である資本主義制度で運営されているマカオや香港を主権下に取り込むに当たっての激変緩和

措置として考えられた。また、それと同時に資本主義の活力を積極的に取り込み、自国の経済発展を急ぐ狙いもあった。

中国政府は、住民に高度な自治を付与し（両基本法第2条）、社会主義制度と政策を実行せず従来の資本主義制度と生活様式を維持し、50年間変えないことを約束した（両基本法第5条）。また、制定に当たっては現地の香港住民やマカオ住民の声も取り入れようともしてきた。1国2制度は当時の中国の指導者の極めて現実的かつ戦略的思考を体現であって、返還交渉に先立つ1980年前後にはマカオと香港に隣接する珠海および深圳に経済特区を設置し、そのマカオや香港の資本の呼び込みを行い、返還準備の一貫としていた。

（2）通貨管理制度および法的基盤

返還後のマカオと香港の通貨管理制度と法的基盤に関して簡単に比較したのが図表5である。同じ1国2制度でも法的基盤に関しては旧宗主国の法制度が残存され、それが現在においても根本的な社会の違いとして作用しているように見える。

図表5 マカオと香港の1国2制度の通貨制度および法的地位に関する比較

	マカオ	香港	比較
基本設計	資本主義制度、高度な自治、以前の生活様式を維持（50年間不変）	資本主義制度、高度な自治、以前の生活様式を保持（50年間不変）	両基本法は構造と内容が共通。1国2制度を体現するものとなっている。
通貨管理制度	<ul style="list-style-type: none"> マカオ金融管理局（AMCM）によるカレンシーボード制の実施。 発券銀行2行に香港ドル・米ドル預金額を上限にパタカ紙幣の発行を認可。 1HKD=1.03 MOP で為替相場を固定する香港ドルペッグ制。香港ドルとの相場安定を確保した上で域内での自由な兌換と資金移動を許容 	<ul style="list-style-type: none"> 香港金融管理局（HKMA）によるカレンシーボード制の実施。 発券銀行3行に米ドル預金額を上限に香港ドル紙幣の発行を認可。 1USD=7.75~7.85HKD の間で為替相場の変動を許容する米ドルペッグ制。米ドルとの相場安定を確保した上で域内での自由な兌換と資金移動を許容 	制度構築の観点でほとんど共通しており、経済規模の違いや役割分担上の差異は存在する。
法的基盤	マカオ基本法には返還前に実施されていた法制度の維持することが明記されている。返還後の法的基盤は欧州大陸法の属するポルトガル法の基盤が引き継がれている。	香港基本法には返還前に実施されていた法制度の維持が明記されている。返還後の法的基盤は英国法、つまりコモンローの基盤が引き継がれている。	元宗主国の違いにより、法的基盤は大きく異なっている。

① 通貨管理制度

通貨制度については上述の通り、マカオと香港は共にカレンシーボード制を採用し、両者は極めて似通った性質を持つ。預けられた外貨を適切に運用することは金融・経済の安定の要であり、制度面の盤石さと実際の運用結果により2つの地区の経済的安定と信頼性が担保されている格好になっている。

両地のカレンシーボード制は、安全面では大きな差異はないように見える。ただし、パタカは香港ドルにペッグされ、香港ドルは米ドルにペッグされているという点で見ると、マカオの通貨システムは香港のサブシステムとの位置づけになっていると言える。そうした構造上、パタカは香港経済や香港ドルに重大な問題が発生した場合には、何らかの影響を受ける可能性が高い。他方、マカオ通貨当局（AMCM）は、香港の通貨当局（HKMA）や中国本土の通貨当局（中国人民銀行）と密接な協力・協調関係を築き、国際通貨基金（IMF）等国际機関とも関係が良好に見える。したがってリスクの未然防止や、万一何か事案が発生した際の処置も有効な手立てを打ち出せる可能性は十分あると考えられる。なお、香港ドルは1997年10月にアジア通貨危機の影響下で売り込まれたが、当時のジョセフ・ヤム総裁率いるHKMAは果敢な対策を打ち出し、香港ドルの通貨防衛に成功した経緯がある。

② 法的基盤

既述の通り、マカオにおいてはマカオ基本法、香港において香港基本法がそれぞれの地区における憲法に似た役割を果たし、従来の資本主義制度と生活様式を保持することを中国政府が約束し、それによりマカオではそれまでのポルトガル統治時代の伝統や社会の有り様（生活様式）の維持が許容され、香港では英国統治時代の伝統や社会の有り様（生活様式）の維持が許容されている。

法的基盤について言えば、従前より、マカオは大陸法体系となっており、成文法が基準となり、そこに慣習法、判例法等が加わる。一方、香港はコモンローの英国式法体系となっており、普通法、衡平法、条例、付属立法と習慣法が法源とされる。他方、両地の主権を握る中国における法体系はマルクス・レーニン主義に影響を受けた大陸法である。中国は、大原則としての「共産党の指導」の下での「法による支配（Rule by Law）」を行おうとしており、それは英国コモンローの下で民主主義的価値の体現を目指す「法の支配（Rule of Law）」の考え方とは、根本的なところで異なっている。マカオは欧州大陸法の下にあり、法体系は理解が容易であったが、返還後の香港の社会管理は難易度が高かったとも考えられる。

なお、香港においてコモンローが基盤となっていたことはビジネス上のメリットが大きかったと見られる。政治、経済、社会、文化などあらゆる分野での権利義務が明

確であり³、それが結果として国際社会における香港の地位を高める役を果たした。また、コモンローは英国、米国、シンガポール、マレーシア、オーストラリア等とも親和性があり、外資企業にとっては便利な側面があった。そのことは香港がアジアの有力な国際金融センター、金融ハブに育つために、役立ったと言えるだろう。

③ 補足的考察

マカオと香港では、旧宗主国との返還交渉のあり様も、かなり異なっていた。ポルトガルは返還前の、過渡期の法律整備を含む実務面でも、中国に対して協力的であった。しかし、香港は必ずしもそうとは言えない。返還を5年後に控えた1992年、本国の政治家であるパッテン氏が総督として赴任し、民主化改革を進めたが、それに対して中国政府は強く反発した。ここで生じた民主化の種は、返還後の大規模デモの発生原因の1つになった可能性も考えられる。

中国は特に2017年に第2期習近平政権が発足して以降、国家安全に非常に敏感になった。後述のように、マカオは平穏を維持したが、香港では、2019年に逃亡犯罪人条例改定案を巡り大規模デモが発生、2020年6月には香港国家安全維持法が施行され、2024年3月には香港基本法23条に基づく国家安全維持条例の施行に至った。この過程で香港の民主化運動は強い弾圧を受け、言論の自由が厳しく制限されて今に至っている。香港基本法に関する中国全国人民代表大会による解釈権の行使などはコモンローの法的基盤を掘り崩して1国2制度の形骸化をもたらしたと指摘する声が上がった。「法の統治」を基本とした英国統治時代の社会の有り様（生活様式）はこの段階で変化して香港社会は大きな曲がり角を迎えたと見ることもできよう。

マカオに話を戻すと、マカオ基本法において行政長官選挙や立法会議員選挙に関し、将来は普通選挙をゴールにすると仄めかす条文は存在していない⁴。マカオにおいても、民主派は存在したが、その運動が過激化することはなく穏健な社会が継続した。また、マカオ基本法23条に基づく国家安全維持法は2009年に難なく可決され、改正案も2023年5月に立法会の全会一致で可決されている。こうした香港との差異が生じた理由には複合的な要因があると考えられるが、法的基盤の差異は関係している可能性がある。マカオの法的基盤は中国当局にとって比較的理解しやすく、1国2制度による間接統治を容易にした面があると推察される。

(3) 財政状況および外貨準備の運用

マカオの財政は、1.(2)③で既述の通り、中国の経済発展とそれに伴うカジノ客

³ アジア新風土記(80)、香港・ジョルダノ、津田邦宏、2024年7月3日
<https://www.koubunken.co.jp/news/n57801.html>

⁴ 香港基本法の第45条には行政長官の選挙に関して「最終的目標は広範な代表性をもつ指名委員会が民主的手続きを踏んで指名してのち普通選挙で選出されることである。」との記載があり、第68条には立法会議員の選挙に関して「最終的には全議員が普通選挙によって選出される目標を達成する。」との条文があるが、マカオ基本法にはそうした既述はない。

の増加を追い風に、2020年から数年のコロナ禍の期間を除き、黒字を維持した。外貨準備と明確に区別した形で運用する財政準備ファンドが制度化されたのは2012年であり、これは将来のカジノ集中に起因するマカオ財政の脆弱性に備えたショックアブソーバの役割を期待したものであった。

他方、香港は自由港として低税率政策など自由放任主義的な経済運営が基礎となり、その上で財政予算は黒字を維持することが基本になってきた。財政黒字の累積は、HKMAが管理・運用する外貨準備ファンド（”Exchange Fund”と呼ばれる）の中で分別管理されている。この”Exchange Fund”は現在、4つのポートフォリオ、すなわちバックアップポートフォリオ、投資ポートフォリオ、長期成長ポートフォリオ、戦略ポートフォリオに分けられ、透明性を確保する努力をしながら、資金の効率的な運用管理を目指している。

図表6 マカオと香港の財政状況及び外貨準備

	マカオ	香港	比較
名目 GDP	473 億米ドル (2023 年) (3,795 億 MOP、1 ドル =8.03MOP で換算、以下同 じ)	3,823 億米ドル (2023 年) (29,816 億 HKD、1 ドル =7.8HKD で換算、以下同 じ)	マカオの経済 規模は香港の 8 分の 1 程度
1 人当り GDP	6 万 9675 米ドル (2023 年) (559,495MOP)	5 万 778 米ドル (2023 年) (396,073HKD)	マカオが香港 を上回る。日 本は 3 万 3849 米ドル
財政収支	2023 年 収入：950 億 MOP 支出：872 億 MOP 収支：78 億 MOP (収入は財政準備ファン ドの取り崩し分を含 む)	2023-24 年 (2024 年 3 月 期) 収入：5,494 億 HKD 支出：7,213 億 HKD 収支：△1,002 億 HKD	
財政準備 ファンド 残高	723 億米ドル (2023 年) (5,805 億 MOP) 単年度支出の 6.6 年分	942 億米ドル (7,346 億 HKD) 単年度支出の 1 年分	マカオは財政 準備ファンド を活用。
外貨準備 残高	278 億ドル (2023 年) (2,236 億 MOP)	4,256 億米ドル (2023 年) (香港ドルの発行額をカ バーする外貨資産はうち 2,692 億米ドル。)	現地通貨発行 を裏付ける外 貨分を含む
エクステ ンジフ ァンド運 用残高	—	5,153 億米ドル (2023 年) (外貨準備と財政準備フ ァンドを含む。)	香港の財政準 備ファンドは エクステン ジファンドと 併せて運用。

3. マカオと香港のリスク管理上の取り扱いについて

(1) マカオと香港のリスクについて

香港は、返還前から、マカオとは比較にならないほど国際金融センターや国際物流商流の中心として発展しており、自らその機能強化に取り組んできた。もちろん、2019年の逃亡犯罪人条例改定案を巡る大規模なデモで、経済・社会が不安定化し、中国本土からの管理や締め付けが極めて厳しくなり、かつて存在していた言論の自由も厳しい制限を受けることになるなど、香港社会は変質したとの見方がある。しかし、ビジネスにおける香港の位置づけは、それほど大きくは変わっておらず、コモンローの法体系も実務的には機能している。むしろ、治安維持対策の強化により社会が安定を取り戻したことでビジネス環境が改善したと、歓迎する声もありそうだ。

かつて香港は、欧米企業にとっての中国との貿易・投資の窓口としての役割が強かったが、中国経済が力をつけたこともあり、中国企業が世界に出ていくための窓口としての意味合いが強まった。さらに、中国本土との人的往来のハードルが下がったことで、香港人による深圳での消費が促進され、香港における小売業の衰退を招いているなどの様々な変化が、現実に行進しているようである。

マカオは、そうした香港で起きている様々な変化を横目で見ながら、社会の安定を保っており、政府は、経済の多様化に積極的に取り組もうとしている。1国2制度は、香港とマカオで似通っているが、もともと人口や経済規模が異なっており、旧宗主国の考え方の違いや法的基盤の違いもあって、マカオと香港とでは社会運営および発展状況がかなり異なっている。そうした中で中国政府は、マカオに関して、一定の国際的開放性を利用して珠江西岸地区や広東省西部の地域発展に繋げ、それにはずみを付けたいと考えているようだが、これに関してマカオの住民から特に反対の声も聞こえてこない。

ただし、マカオのことだけを考えれば、今後もカジノ産業と観光産業が盤石であれば、独自に生き残っていくことも十分可能とも考えられる。今のところ財政状況も悪くなく、通貨制度も大きな問題を抱えていないからだ。そうした中で、悪いシナリオとして考えられるのは、中国本土が過度にマカオを締め付け始め、住民に不満が蓄積することだろう。中国本土は2021年以来、不動産不況に見舞われており、外国からみた投資環境も反スパイ法等の影響でここ数年は悪化傾向にある。そうした変化は何らかの形でマカオや香港に及んでくる可能性がある。今後も中国共産党が国家安全ばかりを優先にすれば、香港やマカオの経済も、ネガティブな影響を受ける可能性があり注意が必要だ。

(2) 総合判断

リスクの観点では米中経済摩擦の行方とその影響は、読みづらいが、最悪の場合、米中覇権争いが過熱し、香港やマカオも経済制裁の対象に入ってくる可能性がある。現状、盤石に見える香港の米ドルペッグ制も、米国において自由なドル決済が制限されれば、

機能不全に陥らないとも限らない。

香港やマカオの1国2制度は既に50年間の半分が経過した。この制度を、期限到来後にどうするかは今後、10年か15年の内に、中国政府の中で議論が進むと考えられる。その際、香港金融管理局が運営管理するExchange Fundをどうするか、ドルペッグ制を継続するのかなどが議論の俎上に上ると見られ、そうした際には、当然、マカオに関しても、1国2制度を適用し続けるかどうかの議論が行われることになるだろう。香港・マカオは、社会のあり方に違いがあるが、外部から見た場合、経済制度面から見て、そのリスクを一体のものとして管理することは、可能と考えられる。中国政府にとって1国2制度を維持することは、選択肢になり得るが、具体的にどのような選択を行うかは、その時の国際情勢と中国のリーダーの考え方によって決まることになるだろう。

以上

(参考) マカオと香港の概要比較

	マカオ	香港
正式名称	中華人民共和国マカオ特別行政区 (Macao Special Administrative Region(SAR) of the People's Republic of China)	中華人民共和国香港特別行政区 (Hong Kong Special Administrative Region (SAR) of the People's Republic of China)
面積	32.9 km ² (東京都世田谷区の約半分)	約 1,110 km ² (東京都の約半分)
人口	68.4 万人 (2023 年末)	753.2 万人 (2024 年央値)
通貨	マカオパタカ (通貨記号 : MOP) (香港ドルも流通)	香港ドル (通貨記号 : HKD)
民族	中国系(88.4%)、フィリピン系 (4.4%)、ベトナム系(2.5%)、 ポルトガル系(0.3%) (2016 年時点)	中国系 (約 92%)
公用語	中国語 (広東語が広く流通する)、 ポルトガル語 (英語も通用)	中国語 (広東語が広く流通する)、 英語
宗教	仏教、道教、カトリック、プロテ スタント、イスラム教、バハイ教	仏教、道教、プロテスタント、カ トリック、イスラム教、ヒンドウ ー教、シーク教、ユダヤ教
略史	1845 年 ポルトガルによる「マカオ 自由港」宣言 1888 年 ポルトガル・清友好通商条 約(行政権確立) 1979 年 中ポ外交関係樹立 1987 年 中ポ共同声明、マカオ返還 を決定 1993 年 マカオ特別行政区基本法公 布 1999 年 マカオ返還、マカオ特別行 政区基本法施行	1842 年 南京条約 香港島割譲 1860 年 北京条約 九竜半島先端割 譲 1898 年 英清間の条約により新界の 99 年にわたる租借が成立 1982 年 香港返還交渉開始 1984 年 全領域の返還決定の英中 共同声明が署名、翌年発効 1990 年 香港特別行政区基本法成立 1997 年 中国に返還、香港特別行政 区基本法施行
歴代行政 長官	1999 年 何厚鏞(Edmund HO)初代行 政長官就任 (2004 年再選) 2009 年 崔世安(Fernando CHUI) 行政長官就任 (2014 年再選) 2019 年 賀一誠行政長官就任 2024 年 岑浩輝行政長官就任 (現任、初の中国本土出身)	1997 年 董建華行政長官就任 2005 年 曾蔭權 (Donald Tsang Yam- kuen) 行政長官就任 2012 年 梁振英 (Leung Chun- ying) 行政長官就任 2017 年 林鄭月娥 (Carrie Lam) 行 政長官就任 2022 年 李家超 (John Lee) 行政長 官就任 (現任、警察官僚出身)

(出所 : 外務省、在香港日本国総領事館)

< 主要参考資料 >

- マカオ基本法
<https://www.cecc.gov/resources/legal-provisions/the-basic-law-of-the-macao-macau-special-administrative-region-of-the-prc>
- 香港基本法
<https://www.cecc.gov/resources/legal-provisions/basic-law-of-the-hong-kong-special-administrative-region-of-the-peoples>
<https://worldjpn.net/documents/texts/docs/19900404.D1J.html> (和訳)
- 「世界の法制度」 BLJ 法律事務所、マカオの法制度の概要、遠藤誠代表、
(最終更新日：2020年9月15日)
https://www.bizlawjapan.com/wp-content/uploads/macau_houseido_01.pdf
- 「マカオ基本法の特質と過渡期におけるその機能」高橋強、創大アジア研究 15号、
p.60-75, 1994年3月1日
https://soka.repo.nii.ac.jp/record/38235/files/soudaiasiankenkyu0_15_4.pdf
- 「東アジアの憲法制度」大村泰樹・小林昌之編、1999年3月
第6章マカオの統治と法体系、矢谷通朗
https://ir.ide.go.jp/record/30395/files/KKC018700_009.pdf
- “Fundamental Political and Constitutional Norms: Hong Kong and Macau Compared”
K. Tso, 9 October 2012, Political Science, Asian Law eJournal
<https://hub.hku.hk/bitstream/10722/177319/2/Content.pdf>
- “People’s Republic of China—Macao Special Administrative Region: 2024 Article IV
Consultation Discussions-Press Release; and Staff Report”, IMF, May 30, 2024
<https://www.imf.org/en/News/Articles/2024/05/29/pr-24192-macao-imf-concludes-2024-art-iv-consultation-discussions-with-peoples-republic-of-china>
- “Policy Pivot, Rising Threats”, World Economic Outlook Database, IMF, October 2024
<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/weo-database/2024/October>
- マカオ特別行政区政府 HP
<https://www.gov.mo/en/about-government/departments-and-agencies/>
- マカオ金融管理局 (AMCM) HP
<https://www.amcm.gov.mo/en/>
- “Reserves Management in Macao”, Macao Monetary Research Bulletin, No.26, January
2013, AMCM
https://cdn.amcm.gov.mo/uploads/files/research_and_stats/research_and_publication/quarterly_report/issue_no_26/reserves_en.pdf
- 「マカオ情勢を知る4つのポイント」在香港日本国総領事館、2025年3月、他
<https://www.hk.emb-japan.go.jp/files/100362368.pdf>
- 「マカオの返還25年」アジア新風土記 (93)、津田邦宏、2025年1月16日、他
<https://www.koubunken.co.jp/news/n59893.html>

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2025 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <https://www.iima.or.jp>